

施策目標2-11 一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進

施策期間

目標達成年度：平成22年度（基準年度：平成19年度）

主管課（課長名）

初等中等教育局特別支援教育課（千原 由幸）

関係局課（課長名）

施策の概要

障害のある全ての幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点にたち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育を推進する。

評価

一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進のための取組みは、全体として、順調に進捗した。

達成目標

達成目標2-11-1 A(イA、口S)

幼稚園から高等学校までを通じて、発達障害を含む障害のある子ども一人一人の教育的ニーズを把握し適切な支援を行うため、体制整備等を推進する。この効果を計るため、以下の指標を設定し、体制整備等の推進について判断する。

- ・判断基準2-11-1 イ：公立小・中学校における個別の指導計画作成率の対前年度比変化
- ・判断基準2-11-1 口：公立小・中学校における個別の教育支援計画作成率の対前年度比変化

判断基準イ	公立小・中学校における個別の指導計画作成率の対前年度比変化
	S = 上昇率3ポイント以上 A = 上昇率3ポイント未満 B = 下落率3ポイント未満 C = 下落率3ポイント以上
判断基準口	公立小・中学校における個別の教育支援計画作成率の対前年度比変化
	S = 上昇率3ポイント以上 A = 上昇率3ポイント未満 B = 下落率3ポイント未満 C = 下落率3ポイント以上

平成21年度においては、発達障害を含め障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに応じて、各地域や学校における乳幼児期から就労に至るまでの一貫した計画的な支援体制の充実を関係機関と連携しつつ推進する「発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業」を47都道府県に委嘱して実施した。本事業等により、校内委員会や専門家チームの設置、特別支援教育コーディネーターの指名、巡回相談の実施などの体制整備の充実を図った結果、全国の公立小・中学校において、校内における全体的な支援体制を整備するための校内委員会の設置率が99.9%となった。また校内の関係者や関係機関との連携調整、保護者の連絡窓口等の役割を果たす特別支援教育コーディネーターの指名率も99.9%となった。さらに、一人一人の教育的ニーズに応じた指導目標

や指導内容・方法を盛り込んだ「個別の指導計画」が公立小・中学校で 83.7% (H20:80.9%) となり対前年度で 2.8 ポイント上昇し、関係機関との連携の下に乳幼児期から学校卒業後までを見通した支援の目標や内容を盛り込んだ「個別の教育支援計画」が、公立小・中学校で 58.6% (H20:52.3%) となり対前年度で 6.3 ポイント上昇しており、特別支援教育の体制整備が進んでいるものと判断した。

また、「発達障害者支援法」(平成 17 年 4 月 1 日施行)に明記された発達障害のある幼児への早期発見・早期支援に取り組むため、教育、医療、保健、福祉等の関係機関が連携し、発達障害の早期発見の方策並びに発達障害のある幼児及びその保護者に対する教育相談、研修会の実施、学校等への円滑な移行方法の工夫等について実践研究を行う「発達障害早期総合支援モデル事業」を平成 19 年度より実施している。平成 21 年度においては、これらのモデル地域において、関係機関の連携により従来の乳幼児健診以外の早期発見方法の検討を行った、保護者の発達障害に対する理解啓発のための教育相談会の充実が図られた、きめ細やかな支援を行うために必要なツールである個別の教育支援計画を作成し、就学期から就学段階への引継ぎにおいて活用することができた等の成果が報告された。

さらに、平成 19 年度から、高等学校をモデル校として指定し、在籍する発達障害のある生徒に対して、専門家を活用したソーシャルスキルの指導や授業方法・教育課程上の工夫、就労支援等について実践的な研究を行う「高等学校における発達障害支援モデル事業」を実施している。平成 21 年度は 25 校をモデル校として指定し、実践的な研究を行った。これらモデル校の報告によれば、校内の支援体制の整備が進んだ、教員の発達障害に対する理解が向上し授業改善について様々な工夫が行われた、ハローワーク等の労働関係機関との連携により協力事業所を紹介してもらうなどスムーズに職場体験を実施することができた等の成果が見られた。

(指標・参考指標)

年度	17	18	19	20	21
公立小・中学校における個別の指導計画作成率(%)	28.9	38.5	63.8	80.9	83.7
公立小・中学校における個別の教育支援計画作成率(%)	13.4	19.9	35.8	52.3	58.6

(指標に用いたデータ・資料等)

・「特別支援教育体制整備状況調査」

(作成：文部科学省)(作成又は公表時期：平成22年4月13日)(基準時点又は対象期間：平成21年9月1日)

(所在：http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/material/1294022.htm)

(指標の設定根拠)

「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」は、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた支援の質を高めるために重要なものである。そのため、上記2つの指標を当該達成目標の指標として採用した。

達成目標 2-11-2 A

特別支援学校に在籍する児童生徒の障害の重度・重複化、多様化等に対応した適切な指導や必要な支援を行うため、教員の専門性の向上や、指導内容・方法等の改善を図る。この効果を計るため、以下の指標を設定し、教員の専門性向上や指導内容・方法等の改善について判断する。

・判断基準 2-11-2：特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有状況

判断基準	特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有状況
	S = 大幅に増加 A = 増加 B = 変化なし C = 減少

特別支援学校教員の専門性を向上する「特別支援学校教員専門性向上事業」において、特別支援学校の現職教員の専門性を向上させるための研修を、教員養成課程を持つ大学に委託して実施した。当該研修では、全国 7 大学において、専門性の向上を目指した講習が合計 99 講座 540 時間開催され、1,469 人の受講者を得た。

さらに、平成 19 年 12 月 25 日に策定された、障害者基本計画に基づく「重点施策実施 5 年計画」に「特別支援学校教諭免許状保有率の向上」を目標として記載しているところであり、各種会議を通じてその趣旨の普及を図り、各都道府県における免許状保有率向上に対する積極的な取組を促しているところである。

これらを受けて、都道府県・指定都市においては、免許状非保有者に対する認定講習が全国で開催され、のべ 4,462 時間の講習、25,227 名の受講者があったことから、現職教員の専門性の向上に寄与したと評価できる。

また、免許状保有者の割合は全体で前年度比 0.5 ポイント増の 69.5% となり、保有者数の増加(38,693 人 39,583 人：890 人増)が、教諭数全体の増加(57,132 人 58,006 人：874 人増)を上回っていること等を勘案すると、免許状保有状況についても相応の成果が上がっているものと判断した。

PT（理学療法士）、OT（作業療法士）、ST（言語聴覚士）等の外部専門家を活用して、特別支援学校在籍児童生徒等の障害の重度・重複化に対応した適切な指導を行う「PT,OT,ST等の外部専門家を活用した指導方法等の改善に関する実践研究事業」については、平成21年度には12県市において研究を実施した。

事業の実施地域においては、教員と外部専門家が協力した指導の実施、外部専門家による児童生徒への直接指導、医学的な見地からの指導助言、実態把握の手法などに関する研修などの取組により、以下に示されるような指導内容・方法の改善が図られた。

< 調査研究地域 A >

外部専門家からの助言を実践したことで、単に「できる・できない」「興味がある・ない」という面の実態把握だけでなく、手指の動き、視覚的などらえ、目と手の供給の力、腕の可動域等々を総合的にとらえていくことの必要性を学び、子どもの実態把握を多面的な視点で捉える意識が向上した。さらに、外部専門家から方向性やヒント等を提示してもらった中で子どもが自信を持って、意欲的に自立活動に取り組む姿につながっていた。

小・中学校等において自閉症の特性に応じた教育課程の編成、自閉症の児童生徒一人一人に対応した指導内容・方法等の工夫など教育課程の在り方について、平成21年度は9道県において研究を実施した。

事業の実施地域の指定校においては、児童生徒の実態の把握や現状の分析が進み、以下に示されるような課題が明らかとなった。

< 調査研究地域 A >

自閉症児童生徒の障害の特性や対人関係、コミュニケーション能力等の実態が浮き彫りとなり、個々の能力、特性に応じた指導目標の設定や授業実践を行う上での課題を明確化することができた。

< 調査研究地域 B >

自閉症児童生徒の自立活動の指導の課題について、社会性の育成（集団への参加）を目指した般化学習（学んで身に付けたことを様々な状況下で応用して活用すること）の強化が必要であることが明らかとなった。

（指標・参考指標）

年度	17	18	19	20	21
特別支援学校教員専門性向上事業による大学での講習会の受講者数			2,431	2,507	1,469
特別支援学校教諭免許状非保有者の認定講習会受講者数	25,543	28,276	29,560	27,057	25,227
特別支援学校教諭等免許状保有者の割合 平成16年度～18年度の数值は、在籍校種の免許状保有者の割合。平成19年度以降は、担当学級の障害種と自立教科等の免許状保有率を合わせたもの。	58.3%	61.1%	68.3%	69.0%	69.5%

（指標に用いたデータ・資料等）

- 「当別支援学校教員専門性向上事業完了報告書」 各事業者からの報告書による
（作成：文部科学省）（作成又は公表時期：各講習会実施日）（基準時点又は対象期間：各講習会実施日）
（所在：各事業者担当）
- 「特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有状況等調査」
（作成：文部科学省）（作成又は公表時期：平成22年4月）（基準時点又は対象期間：平成21年5月1日）
（所在：http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/toubetu/material/1292699.htm）

（指標の設定根拠）

国や大学による講習会の受講者が、講習内容を十分理解し、その内容について適切に普及していくことは、各都道府県における特別支援学校教員の専門性を向上するための有効な手段である。また、特別支援学校教諭免許状の取得は、特別支援学校教員の専門性を測る指標の一つとなりうる。

以上のことから、上記3つの指標を当該達成目標の指標として採用した。

必要性・有効性・効率性分析

【必要性の観点】

近年、児童生徒等の障害の重複化や多様化に伴い、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育の実施や、学校と福祉、医療、労働等の関係機関との連携がこれまで以上に求められているという状況に鑑み、平成19年度より改正学校教育法が施行され、児童生徒等の個々のニーズに柔軟に対応し、適切な指導及び支援を行う観点から、複数の障害種別に対応した教育を実施することができる特別支援学校の制度を創設するとともに、小・中学校等における特別支援教育を推進すること等により、障害のある児童生徒等の教育の一層の充実を図ることが法律上も明確に規定された。

このような状況において、教育支援体制整備状況調査（調査期日：平成21年9月1日）では、公立小・中学校における校内委員会の設置率や特別支援教育コーディネーターの指名率が99%を超えており、小・中学校における教育支援体制整備に関し、一定の成果が上がっている。一方で、幼稚園・高等学校においては、進みつつあるもののまだ整備が遅れている状況である。また、幼・小・中・高の学校段階を問わず、個別の教育支援計画の作成や専門家チームの活用に関しては、相対的に達成割合が低いという状況である。

教員の専門性の向上や指導内容・方法等の改善については、特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有率が依然十分とは言えない水準にある。児童生徒の障害の重度・重複化、多様化に対応した教育を行うためには、幅広い障害に対する知識と技術を有する教員の確保が不可欠である。このため、各都道府県教育委員会等において免許状を保有していない教員の免許取得等の措置を積極的に講じていくとともに、免許状保有者についても、障害に対する幅広い知識とともに、通常の学級における発達障害を含めた障害のある生徒への指導など、新たな課題に対応した一層の専門性の向上を図ることが必要である。このため、障害に関する最新の研究成果や先進的な指導を行っている学校の事例の共有など、専門性向上のための継続した取組が必要となる。

また、職業教育や外部専門家を活用した指導については、事業の成果により、知見は得られているものの、これを受けた全国での実践を更に進めていく必要がある。さらに、障害者基本計画の後期重点施策実施5か年計画においては、「特別支援学校教諭免許保有率の向上」や「障害に関する外部専門家の学校における活用」、「社会的及び職業的自立の促進」等を政府目標として掲げており、目標達成に向けた取組を推進していく必要がある。

【有効性の観点】

本施策は、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという観点に立ち、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行うため、教員の専門性向上や、外部専門家の活用を含めた特別支援教育の体制整備を総合的に推進するものである。

本施策を継続することにより、特別支援教育の推進に向け、幼稚園から高等学校までの各段階における支援体制整備の一層の推進、教員の専門性の向上や指導内容・方法等の改善等の目指す効果が達成できると判断した。

【効率性の観点】

（事業インプット）

・特別支援教育の推進に必要な経費	7,875百万円（平成21年度予算額、以下同）
発達障害等・特別支援教育総合推進事業	503百万円
発達障害に対応した教材等の在り方に関する調査研究事業	39百万円
発達障害早期総合支援モデル事業	64百万円
高等学校における発達障害支援モデル事業	61百万円
発達障害を含む特別支援教育におけるNPO等活動体系化事業	29百万円
特別支援学校教員専門性向上事業	8百万円
PT・OT・ST等の外部専門家を活用した指導方法等の改善に関する実践研究事業	40百万円
自閉症に対応した教育課程の在り方に関する調査研究事業	24百万円
特別支援教育就学奨励費負担等	7,107百万円

（事業アウトプット）

本施策の実施により、幼稚園から高等学校までの各段階における支援体制整備の一層の推進、教員の専門性の向上や指導内容・方法等の改善等、外部専門家の活用を含めた特別支援教育の体制整備が総合的に推進される。

（事業アウトカム）

上記の施策を着実に実施していくことにより、一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進が期待される。

以上より、事業の波及効果も認められ、効率性の観点から妥当である。

施策への反映（フォローアップ）

【予算要求への反映】

これまでの取組を引き続き推進

【機構定員要求への反映】

特になし

【具体的な反映内容について】

小・中学校における特別支援教育の校内体制整備では一定の成果が得られている。一方で、幼稚園・高等学校では進みつつあるものの、依然として整備が遅れが見られる状況であり、幼稚園・高等学校も含めた学校全体では引き続き体制整備等を推進する必要がある。

また、特別支援学校教諭免許状保有率が若干増加したとはいえ、依然十分とは言えない水準にある。このような状況に対し、各都道府県教育委員会等において教員の免許取得等の措置を積極的に講じていくとともに、免許保有者についても障害に対する幅広い知識と共に一層の専門性の向上や指導内容・方法等の改善を図ることが必要である。

これらのことから、特別支援教育の推進に係る事業につき更なる充実を図る。

【事業仕分け、行政事業レビューの指摘について】

行政事業レビューについて（平成22年7月）

< 縮減 >

- ・特別支援教育の充実
- ・特別支援教育設備整備費等補助
- ・独立行政法人国立特別支援教育総合研究所運営費交付金に必要な経費

< 現状維持 >

- ・特別支援教育就学奨励費負担等
- ・独立行政法人国立特別支援教育総合研究所施設整備に必要な経費

具体的な達成手段

【事業概要等】	【21年度の実績】
発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業 円)	(開始：平成 20 年度 終了： - 年度 21 年度予算額：503 百万
平成 15～19 年度に実施した「特別支援教育体制推進事業」を拡充・発展し、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の支援のため、各学校種教員研修、大学教員や医師等の外部専門家の巡回・派遣、厚生労働省との連携による乳幼児期から就労までの一貫した支援を行うモデル地域の指定等を実施することにより、学校の特別支援教育体制を総合的に推進する。 47 都道府県に委嘱	平成 21 年度特別支援教育体制整備状況調査結果から、校内支援体制の整備が着実に図られていることが読み取れる。平成 15 年度以降、毎年着実に体制整備の進展がみられるところであり、「特別支援教育体制推進事業」及び「発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業」の実施により特別支援教育体制整備の推進が図られているものと考えられる。
発達障害等に対応した教材等の在り方に関する調査研究事業 年度予算額：39 百万円)	(開始：平成 21 年度 終了： - 平成 年度 21
発達障害のある児童生徒の教科学習等における困難を改善するため、一人一人の障害特性、発達段階、教科の特性などに応じた教材等の在り方、それらを活用した効果的指導方法や教育効果等について、実証的な調査研究を実施する。	平成 21 年度は、大学や NPO 法人 4 団体を委託団体とし、実践的研究を行った。平成 21 年度においては、発達段階に応じた教材等の在り方の検討や試作、それらを活用した際の教育効果等調査研究を実施、研究成果の一例として、読み書きに困難な児童をスクリーニングする方法を開発し、それらの児童に対して、ふりがなをつけたり、行間を拡大したりすることで、読みの早さや正確さがどのように変化するかを調査し、最適な文章の提示方法が一人一人異なっていることが証明された等の成果が見られた。
発達障害早期総合支援モデル事業 【平成 21 年度達成年度到来事業】	(開始：平成 19 年度 終了：平成 21 年度 21 年度予算額：64 百万円)
発達障害のある幼児に対し、早期発見・早期支援を行う効果的な方策についての実践研究を実施する。	平成 21 年度は、10 地域をモデル地域に指定し、実践的研究を行った。なお、平成 19 年度からの 3 か年を通じて本事業を実施した結果、モデル地域においては、関係機関の連携により従来の乳幼児健診以外の早期発見方法の検討を行った、保護者の発達障害に対する理解啓発のための教育相談会の充実が図られた、きめ細かな支援を行うために必要なツールである個別の教育支援計画を作成し、就学前から就学段階への引継ぎにおいて活用することができた等の成果が見られた。
高等学校における発達障害支援モデル事業	(開始：平成 19 年度 終了： - 年度 21 年度予算額：61 百万円)

高等学校における発達障害のある生徒を支援するため、専門家を活用したソーシャルスキルの指導や授業方法・教育課程上の工夫、就労支援等について実践的な研究を実施する。	平成 21 年度は、25 校をモデル校に指定し、実践的研究を行った。各モデル校からの報告においては、各モデル校の支援体制の整備が進んだ、教員の発達障害に対する理解が向上し授業改善が行われた、ハローワーク等の労働関係機関等との連携により協力事業所を紹介してもらうなど、スムーズに職場体験を実施した等の成果が見られた。
発達障害を含む特別支援教育における NPO 等活動体系化事業（開始：平成 21 年度 終了： - 年度額 21 年度予算：29 百万円）	
NPO を含む民間における教育的支援活動について、支援団体間の連携及び支援活動の協同等のネットワークの構築及び、課題とされている分野への活動促進等を図ることにより、団体間の連携、情報共有、支援活動の互助を推進するための体系化を推進する。	平成21年度は6団体に研究を委託し、特別支援教育支援員及びボランティア支援員の養成、障害のある生徒の就労支援の在り方等、関係機関が連携した効果的な研究が実践された。本事業を通じて、団体間の連携、情報共有、支援活動の互助に関して、今後の検討課題に資する実践的な研究成果が得られた。
特別支援学校教員専門性向上事業（開始：平成 18 年度 終了： 年度 21 年度予算額：8 百万円）	
特別支援学校に在籍する児童生徒等の障害の重度・重複化、多様化等に対応した適切な指導や必要な支援を行うため、特別支援学校教員の専門性の向上を図る。	当該事業により、特別支援学校教諭免許状等保有者の割合が増加し、また、都道府県等において指導的立場にある指導主事等の専門性の一層の向上が図られた。
PT,OT,ST 等の外部専門家を活用した指導方法等の改善に関する実践研究事業（開始：平成 20 年度 終了：平成 21 年度 21 年度予算額：40 百万円）【平成 21 年度達成年度到来事業】	
特別支援学校在籍児童生徒等の障害の重度・重複化に対応した適切な指導を行うため、特別支援学校における PT,OT,ST 等の外部専門家を活用した指導方法等の改善等について、モデル的に実践研究を行い、その成果の普及を図る。	12 県市において実践研究を実施し、外部専門家による授業への助言や教員研修などを実施し、授業内容の改善が図られた。
自閉症に対応した教育課程の在り方に関する調査研究事業（開始：平成 21 年度 終了：平成 年度 21 年度予算額 24 百万円）	
小・中学校等において、自閉症の特性に応じた教育課程の編成、自閉症の児童生徒一人一人に対応した指導内容・方法等の工夫など教育課程の在り方について実践研究を行い、その成果の普及を図る。	9 道県において実践研究を実施し、指定校において、児童生徒の実態の把握や現状の指導内容の分析が進み、自閉症の特性に応じた教育課程編成に当たっての課題が明らかになった。
特別支援教育就学奨励費負担金等（開始：昭和 29 年度 終了： 年度 21 年度予算額：7,107 百万円）	
教育の機会均等の趣旨にのっとり、かつ特別支援学校及び特別支援学級への就学の特殊事情に鑑み、これらの学校等に就学する幼児児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するために必要な援助を行い、もってこれらの学校への就学を奨励するとともに特別支援教育の振興を図る。	保護者等の経済的負担能力に応じて就学に係る経費を支給することができ、家庭の貧困等の経済的理由による未就学者、長期欠席者等が減少しているほか、障害の状況に応じ、教育を受けるための就学意欲を高め、高等部への就学率アップなど特別支援教育の振興に寄与している。

（参考）関連する独立行政法人の事業（なお、当該事業の評価は文部科学省独立行政法人評価委員会において行われている。評価結果については、独法評価書を参照のこと）

独法名	21年度予算額	事業概要
国立特別支援教育総合研究所	1,260百万円 （運営費交付金）	我が国唯一の特別支援教育のナショナルセンターとして、国や地方公共団体等と連携・協力しつつ、国の政策的課題や教育現場の課題に柔軟かつ迅速に対応する業務運営を行い、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に貢献する。